

陳情 6 第 4 号

民間建築物に係る石綿（アスベスト）等含有調査への助成制度を求める陳情書

要 旨

民間建築物に係る石綿含有建材調査への調査費助成制度の創設に向けたとりくみをすすめてください。

理 由

2006 年に石綿は原則使用禁止になりましたが、過去に建築基準法により使用を義務づけられていたことから、石綿は様々な建物に多く残り、2028 年ごろから 2040 年ごろまで石綿を含んだ建築物解体のピークをむかえると予想されています。

2022 年 4 月 1 日から改修・解体工事の際に、石綿（アスベスト）含有建材の事前調査が義務付けられ、発注者・施工者ともに適正な対応が求められています。しかしながら、石綿に対する不理解もあり、調査や施工・管理の不備により、現在も改修・解体工事を行う際、石綿の粉じんが飛散する事故が全国的に発生し、問題が顕在化しています。

既存建築物の安全性の向上、使用や劣化状況を把握することで適切な維持管理を促進し、災害時の倒壊建物による石綿飛散から地域住民の安全を守る対策も求められています。

東日本大震災、阪神淡路大震災、そして能登半島地震など、災害によって倒壊した建物、がれきなどから石綿が飛散し、地域住民の被害だけでなく、震災ボランティアの参加者もアスベストの被害に遭う事故も起きています。

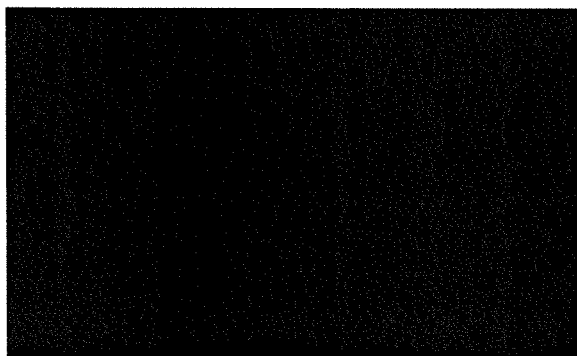
発災後に石綿の対策をとることはほぼ不可能です。地域でどれだけ石綿対策がすすめられているか、住民の防じん対策意識の高さ、リスクコミュニケーションを地域で形成できているかが発災時に問われてきます。

貴自治体に置かれましても地域の安心・安全な環境を確保するとともに、地域住民や地元企業、行政が一体となって適正に石綿対策・調査をすすめ、新たな石綿被害を防止するため、民間建築物に使用された石綿等の調査への助成制度創設にとりくむことを要望します。

上記のとおり陳情いたします。

令和 6 年 8 月 8 日

陳情者



青梅市議会議長 島崎 実 殿

